国民年金からのお知らせ

平成21年度の国民年金保険料は1か月14,660円です

保険料の納付が困難なときは・・・

国民年金保険料免除制度

経済的な理由等から国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより納付することができない方が、申請により保険料の全額または一部納付が免除される「保険料免除（一部納付）制度」があります。

※2人世帯・4人世帯のご夫婦は、夫（妻）のみ所得がある世帯でお子さんは16歳未満のめやすです。

※社会保険料控除等がある方は、めやすが異なる場合があります。

※一部納付のめやすは社会保険料等を一定額納付していると仮定しています。

※一部納付制度は納付すべき一部の保険料を納付されない場合、将来の年金額に反映されず、また、死亡やしょうがいといった不慮の事態が生じた場合、年金を受け取ることができなくなることがあります。

区　分	所得のめやす			保険料額（月額）
	単身世帯	2人世帯（夫婦のみ）	4人世帯（夫婦・16歳未満2人）	
全額免除	57万円（122万円）	92万円（157万円）	162万円（257万円）	納付なし
4分の1納付	93万円（158万円）	142万円（229万円）	230万円（354万円）	3,670円
半額免除	141万円（227万円）	195万円（304万円）	282万円（420万円）	7,330円
4分の3納付	189万円（296万円）	247万円（376万円）	335万円（486万円）	11,000円

若年者納付猶予制度

30歳未満の方で本人、配偶者（世帯主の所得審査はありません）の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などにより保険料の納付が困難な方が申請することで、納付が猶予される制度。（前年所得のめやす額は全額免除と同じ）

学生納付特例制度

大学、短大、高等学校、専修学校、各種学校等に在学する方が申請することで保険料の納付が猶予される制度。（前年所得の審査は本人のみ）

※各種学校については学校教育法に規定される学校（修業年数が1年以上である課程）が対象。

※国内に所在する海外大学（日本分校）であって文部科学大臣が指定した課程に在学する学生も対象。（前年所得のめやす額は半額免除と同じ）

※学生納付特例や若年者納付猶予を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額に反映されませんので、10年以内であれば追納することができます。年金額を満額に近づけるためにも、就職やゆとりができたら追納しましょう。

特例免除

保険料免除、納付猶予及び学生納付特例申請をする年度または前年度において退職（失業）の事実がある場合、失業された方の所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除または猶予されます。

※ご本人が失業された場合でも、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは免除（猶予）が認められない場合があります。

※配偶者・世帯主が退職（失業）された場合は、配偶者・世帯主の所得審査も審査対象から除外します。

【申請手続き】

住所のある市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。

【必要な書類等】

・印鑑、年金手帳または基礎年金番号のわかるもの

・他の市区町村から転入された方は、前年の所得を証明するもの（所得証明書等）

・学生納付特例の申請については、在学証明書または学生証の写し

・失業などを理由にする場合は、「雇用保険受給資格証」、「離職票」など

次年度以降の手続きが簡素化されます

全額免除及び若年者納付猶予を承認された方については、次年度も前年度に承認された免除区分（全額・猶予）で引き続き申請を希望される場合には改めて申請書を提出する必要はありません。ただし、所得審査のため、住所のある市区町村に申告等をしている必要があります。

また、学生納付特例を承認された方については、翌年度も引き続き同じ学校に在学する予定であることが確認できている場合、次年度4月に送付されるハガキで申請手続きができます。ただし、在学する学校に変更のある方は、従来どおり申請書の提出が必要です。

※失業もしくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予申請、若しくは一部納付申請の場合は、毎年の申請が必要となります。

届出・問合せ

住民生活課☎㉒2940

住民総合相談室（追分庁舎）☎㉕2411